

高槻剣心会規約改正

(名称)

第1条 本会は高槻剣心会と称する。

(所在地)

第2条 本会を次の場所に置く。
大阪府高槻市桃園町3-27
高槻市立桃園小学校

(構成員)

第3条 本会は同会に所属する正会員及び準会員を以って構成する。
進学・転居などにより恒常的な稽古への参加が困難となるが、昇段審査等を目的に会に引き続き在籍することを希望する者を準会委員とする。
その他、非会員（退会者を含む）の稽古参加を積極的に受け入れる。

(目的)

第4条 本会は剣道を愛する者で組織し、真に剣の道を追求し、日頃の剣道の修練を通じて、会員相互の親睦、融和を図る事を目的とする。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 相談役 若干名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 指導者 若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 幹事 6名以内
- (8) 会計監査 1名

(役員任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員会)

第7条 役員会は会長が招集する。

(入会)

第8条 第4条の目的に賛同して、本会に入会する時は会長に申し込む。

(会費)

第9条 本会運営のため、会員は次の会費を納入しなければならない。

正会員

- | | | |
|------------------|--------|--------|
| (1) 子ども会員（中学生以下） | 一ヶ月につき | 1000 円 |
| (2) 大人会員（高校生以上） | 一ヶ月につき | 1000 円 |
| (3) 6 段会員 | 年会費 | 3000 円 |

ただし、次の正会員及び準会員は会費を納めなくてもよいとする。

- ① 会長
- ② 相談役
- ③ 顧問
- ④ 7 段以上の会員
- ⑤ その他、役員会で認められた者。

その他、一口 5000 円の寄付を受け付ける。

(会計支出)

第 10 条

会の運営に必要とされる諸費を会より支出する。

正会員の試合参加費・スポーツ保険代は会より支出する。

準会員のスポーツ保険代は個人負担とする。

稽古に参加する非会員（退会者を含む）のスポーツ保険加入は自己責任で行う。

昇級・昇段審査の受審料及び剣道連盟の登録料は、正会員・準会員ともに個人負担とする。

その他、指導責任者などへの謝礼を会より支出する。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計報告)

第 11 条 会計報告は会計監査を受けた上で、役員会の承認を受けなければならない。

(附則)

この規約は 2007 年より施行する。

2022 年改正。

2023 年改正。

尚、2023年時点での役員は以下とする。

顧問	岸 次夫
指導責任者	土田 稔
会長	平松 康弘
指導者	今井 正史
指導者	矢野 則明（子ども指導、広報、スポーツ保険担当）
副会長	柏木 隆伸（会計、総務担当）
副会長	杉田 鉄夫（会計監査、開放委員会、子ども指導担当）
幹事	土居 浩之

この規約の記載された内容につき、事実と相違ないことを証明する。

代表者 平松 康弘